

随 意 契 約 理 由 書

1 業 務 名	構造物修景等検討業務（平成30年度）
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	<p>本業務は主として、修景整備施策のガイドラインを制定する業務であり、前年度より継続して実施するものである。前年度実施した、当社が主体的に実施する修景整備の選定手法に加え、本年度は地方公共団体やNPO等により修景整備の協働を求められた際に、その整備事業が、協働すべき効果が見込めるか否かを評価するための手法を検討するものである。よって、本業務では整備効果を的確に把握・分析できる経験と技術力を有し、過年度業務の検討手法と一貫性のある手法でガイドラインとして整備できることが、求められる条件であり、そのためには、過年度の検討技術とノウハウを有し、品質確保及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研(株)は、過年度の検討技術とノウハウを有し、かつ、当社の経営戦略、方針に基づき、グループ会社として当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の管理する構造物、施設の状況、全ての基準・規程を熟知しているほか、阪神高速道路沿道の状況に精通しており、共通の経営目的をもって都市高速沿道対策関連の業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他社よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1項の規定により随意契約とする。</p>
	<p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号に該当するものとして、随意契約するものである。</p>